

お知らせ

当院の施設基準に関するご案内

◆歯科外来診療医療安全対策加算の施設基準◆

当院は、歯科口腔外科における医療安全対策の整備について、厚生労働大臣の定める施設基準に適合し、「歯科外来診療医療安全対策加算2」を届出しています。

【当院における医療安全対策の取組】

- ◇当院では、患者さんに安心して治療を受けていただくために、
口腔外バキュームや AED の設置等を通じて、偶発症をはじめとする各医療安全に関する指針の整備を行っています。
- ◇当院の医科診療科と連携して、緊急時の対応ができるようにしています。